

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成26年8月15日 13時10分ごろ
発生場所	和歌山県 ^{ひろがわ} 広川町 ^{からお} 唐尾漁港西南西方沖 唐尾港北防波堤灯台から真方位252°730m付近 （概位 北緯34°00.3′ 東経135°08.2′）
事故の概要	水上オートバイ ^{ドル} DOLU ^{ドル} DORUは、浮体をえい航して航行中、また、水上オートバイ ^{ルース} LOOSEは、発進した直後、浮体と LOOSE とが衝突し、浮体の搭乗者1人が負傷した。 LOOSE には、左舷船首部に擦過傷が生じた。
事故調査の経過	平成26年8月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ DOLU DORU、0.2トン 250-57024大阪、個人所有 3.02m (Lr) × 1.12m × 0.45m、FRP ガソリン機関、183.90kW、平成26年7月 B 水上オートバイ LOOSE、0.1トン 250-57001大阪、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、221.00kW、平成26年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 33歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年9月27日 免許証交付日 平成22年9月27日 （平成27年9月26日まで有効） 搭乗者A ₁ 男性 35歳 B 船長B 男性 33歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年8月30日 免許証交付日 平成25年8月30日 （平成30年8月29日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（搭乗者A ₁ ）

<p>損傷</p>	<p>A なし B 左舷船首部に擦過傷</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、座席後部に家族1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、後方に知人（以下「搭乗者」という。）3人を乗せた浮体（以下「本件浮体」という。）を長さ約18mの化学繊維製索でえい航し、B船ほか1隻の水^{みづ}上オートバイと共に唐尾漁港南西方の砂浜から北西方沖の広川町^{ひろがわ}鷹島^{たかしま}へ向けて発進した。</p> <p>A船は、約30km/hの速力で3隻のうちの先頭を航行し、本件浮体の右舷後方にB船が、本件浮体の左舷後方に他の水上オートバイがそれぞれ航行していた。</p> <p>船長Aは、速力を保持して西北西進中、本件浮体から搭乗者の1人（以下「搭乗者A₂」という。）が落水したことを同乗者Aから知らされ、減速し、振り返って落水した搭乗者A₂を確認したのち、一旦左に膨らんでから右旋回を始め、本件浮体を時折見ながら大きく右旋回を行い、反転して搭乗者A₂の所へ向かった。</p> <p>船長Aは、搭乗者A₂に近づいて減速した際、本件浮体がA船の正船尾方から左舷方に外れた所に存在して前方へ進んでいること、及び本件浮体の前方にB船をそれぞれ認めたものの、どうすることもできず、平成26年8月15日13時10分ごろ、本件浮体とB船とが衝突し、搭乗者2人が落水したことを見た。</p> <p>船長Aは、落水した搭乗者2人の所へ向かい、そのうちの1人（以下「搭乗者A₁」という。）を救助した際、搭乗者A₁が左脇腹の痛みを訴えたので、発進場所へ戻った。</p> <p>搭乗者A₁は、砂浜に戻ったのちに次第に痛みが増し、仲間の119番通報で到着した救急車、及びドクターヘリによって和歌山県海南市の病院に搬送され、肋骨骨折と診断された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、A船に次いで発進し、本件浮体の右舷後方約30mを約30km/hの速力で西北西進していたところ、船長Bが、波で跳ねた本件浮体の左側に座っていた搭乗者A₂が落水したことを目撃し、スロットルレバーを放して惰力で進行した。</p> <p>船長Bは、搭乗者A₂の所に他の水上オートバイが近づいていること、及びA船が右旋回を開始したところを認めたのち、左舷方に視線を移し、B船が停船するまで搭乗者A₂の様子を見た。</p> <p>船長Bは、B船が停船し、ふと船首方を見た際、本件浮体が底面を見せ、横滑りする状態でB船に向かって来ることを認めたので、衝突を避けようと思い、操縦ハンドルを右に切ってB船を発進させたところ、B船の左舷船首部と本件浮体の左側面とが衝突し、同時に自らは船尾方に飛び込んだ。</p>

	<p>船長Bは、搭乗者A₁及び他の搭乗者が海に浮いていることを認め、B船に戻って両人の所へ救助に向かい、他の搭乗者を乗せて発進場所へ戻った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、同乗者Aに船尾方を向かせて座らせ、本件浮体の状況を確認させていた。</p> <p>船長Aは、今までに浮体をえい航した経験を有していた。</p> <p>船長Bは、搭乗者3人が本件浮体に膝を伸ばして座り、両手が持ち手を持っていることを認めていた。</p> <p>船長Bは、右旋回を開始したA船を見て以降、A船を見ていなかった。</p> <p>船長A、同乗者A及び浮体の搭乗者3人並びに船長Bは、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、唐尾漁港西南西方沖において、本件浮体をえい航して西北西進中、船長Aが、落水した搭乗者A₂を救助することとして約30km/hの速力で右旋回を行ったことから、本件浮体が、右舷側後方で停止していたB船に向けて横滑りする状況となり、本件浮体とB船とが衝突し、搭乗者A₁が負傷したものと考えられる。</p> <p>B船は、唐尾漁港西南西方沖において、本件浮体の右舷後方を西北西進中、船長Bが、搭乗者A₂が落水したことを認め、スロットルレバーを放し、停船するまでの間、搭乗者A₂に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、本件浮体が横滑りしてB船に接近していることに気付くのが遅れ、操縦ハンドルを右に切って発進したものの、B船と本件浮体とが衝突し、搭乗者A₁が負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、唐尾漁港西南西方沖において、本件浮体をえい航したA船及びB船が共に西北西進中、船長Aが、落水した搭乗者A₂を救助することとして約30km/hの速力で右旋回を行い、また、船長Bが、搭乗者A₂に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、本件浮体とB船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶は、浮体をえい航して航行する場合、旋回することによって浮体が正船尾方を外れて外側に振れる場合があることを理解し、後方をついてくる他船の状況を把握した上で速力を減じて旋回を

	<p>行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮体をえい航する船舶の後方を航行する場合、同船舶及び浮体の動きを常に注意すること。
--	---

付図1 事故発生経過概略図

